

議案第 6 8 号

日野町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

日野町新型インフルエンザ等対策本部条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 6 年 1 2 月 1 2 日提出

日野町長 景 山 享 弘

日野町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

新型インフルエンザ等の感染症が発生した際に、国民の生命財産を保護し、国民生活や国民経済への影響が最少となることを目的として、新型インフルエンザ特別措置法が制定された。市町村も市町村行動計画の策定や市町村対策本部を設置することとされていることから、次のとおり対策本部に関して必要な事項を定める。

2 概要

(目的)

法に定めるもののほか、対策本部の設置について必要な事項を定めることを目的とする。

(第1条)

(組織)

- ・対策本部の構成員である本部長、副本部長、その他本部員の事務を定める。
- ・副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理する。
- ・本部員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

(第2条)

(会議)

本部長は情報交換及び連絡調整を行うため会議を招集する。また本部長は会議に国や県の職員などを会議に出席させたときは意見を求めることができる。

(第3条)

(委任)

この条例で定めるもののほか、対策本部に関し必要なことは本部長が定める。

(第4条)

3 附則規定

この条例は公布の日から施行する。

日野町新型インフルエンザ等対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、日野町新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 対策本部は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

2 本部長には町長を、副本部長には副町長、教育長及び消防団長をもって充てるものとする。

3 本部長は、対策本部の事務を総括する。

4 副本部長は、本部長を助け、対策本部の事務を整理するほか、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

6 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

7 前項の職員は、日野町の職員のうちから、町長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国、県の職員その他本町の職員以外の者を会議に参加させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。